

生協産直品質保証システム 運用マニュアル

2023 年版

生産者／流通事業者と協力し、
生協組合員の信頼を構築するために。

日本生活協同組合連合会

全国産直研究会

目次

I.	序文.....	3
1.	生協産直品質保証システム運用マニュアルの目的.....	3
2.	生協産直品質保証システム開発の経緯.....	4
3.	生協産直品質保証システムの理念.....	5
4.	生協産直品質保証システム運用の主体者.....	5
5.	生協産直品質保証システム確立のための基盤.....	5
II.	生協産直品質保証システムと規範の構成.....	7
1.	品質保証システムとは.....	7
2.	生協産直品質保証システムを構成する規範.....	7
3.	生協産直品質保証システムの構成.....	8
III.	規範の運用方法.....	9
1.	基本的な運用.....	9
2.	運用上の注意.....	11
IV.	規範の適用事業者／事業所と適用範囲.....	12
1.	「農場から食卓まで」の範囲.....	12
2.	規範の対象.....	12
V.	点検作業.....	14
1.	点検者の条件.....	14
2.	二者点検の準備.....	14
3.	二者点検の流れ.....	15
4.	点検作業上の注意.....	15
5.	QMSに取り組む生産者・(団体)の点検方法.....	16
6.	実地点検が出来ない場合のリモート点検について.....	17
7.	適正販売規範による二者点検.....	18
VI.	点検結果の評価と対応.....	20
1.	点検結果の活用.....	20
2.	改善計画実施後の点検.....	21
3.	生協産直品質保証システムにおけるPDCA.....	22
VII.	「合同点検」の手順.....	23
1.	合同点検とは.....	23
2.	合同点検の基本手順.....	23
3.	合同点検の具体的手順.....	24
4.	合同点検の全体計画と管理.....	25
VIII.	運用マニュアルと関連文書の見直し.....	26
1.	本運用マニュアルの見直し.....	26
2.	適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範／適正販売規範の見直し.....	26
IX.	付録.....	27
1.	用語解説.....	27
2.	フォーマット・書類関係一覧.....	28
X.	改定記録.....	32

1. 序文

「品質保証システム」とは、組合員に提供する商品が、組合員の期待する品質であることを確認・検証し、その確かさを保証する仕組みのことです。

日本生協連・全国産直研究会¹では、組合員から信頼・支持される生協になるためには、「たしかな商品」を供給し続けることが必要であると結論づけ、生協の産直事業の改革を進めるために、「生協産直品質保証システム」²（以下、「本システム」と表記）の開発に取り組み、実践してきました。生協が多くの関係者の力で築きあげてきた産直事業に本システムを取り込むことは、「持続可能な生協産直」の実現という観点でも大変重要な意味を持っています。本システムを実践することで、改善すべき点が明確になります。必要な改善を実施した上で、さらに、改善を積み重ねることで、より良い品質の商品を組合員にお届けすることが可能になります。

本システムが、正しく理解・運用されるために、「生協産直品質保証システム・運用マニュアル」（以下「本運用マニュアル」と表記）を作成しました。本システムに取り組む全ての生協において、本運用マニュアルは、常に有効に活用されていなければなりません。

1. 生協産直品質保証システム運用マニュアルの目的

本システムの目的は、前述のとおり「組合員に信頼・支持される産直事業を確立し、『たしかな商品』を組合員に提供し続けること」です。そのためには、生協が取り扱う産直農畜水産物の品質を保証するための基本的なマネジメントシステムを標準化し、本システムを展開するすべての生協と生協が取引する産直生産者／流通事業者の品質管理のレベルが標準化される必要があります。

本運用マニュアルは、その標準化を徹底するためのものです。本システムが、人や組織によって解釈が異なり恣意的な運用がされないとは限りません。恣意的な解釈や運用を許容すれば、産直生産者／流通事業者からの不信を招き、生協産直全体の信頼問題に発展しかねません。

本システムが適切に運用されることは、生協産直が社会的に信頼を得ていく上でのひとつの重要な要件であり、それを現実のものとしていくために本運用マニュアルは作成されています。

¹ 全国産直研究会：2020年に「産直事業委員会」より名称変更。用語解説参照。

² 生協産直品質保証システム：2018年に「農産物品質保証システム」より名称変更した。

2. 生協産直品質保証システム開発の経緯

(1) 開発の経緯

2000年～2002年にかけて、関東での全農チキンフーズ鶏肉偽装・玉川農協豚肉偽装、九州での十勝牛偽装・ヨコオみつせ鶏偽装など生協産直に関わる偽装問題が発生し、社会的にもBSE発生（2001年）や様々な商品事故・食品偽装が多発しました。

これらの事故や事件を生協の「信頼の危機」として捉え、2002年3月に産直事業委員会の中に「たしかな商品研究会」を設立しました。2003年1月には「たしかな商品研究会」の成果を産直事業委員会としてまとめ、『食の揺ぎない信頼を確立するために』を発行しました。このなかに、現在の本システムの基盤となる理念と方針を明記し、それらは現在も引き継がれています。

2003年、この方針が提起した「総合的な品質管理のためのマネジメントシステム」を生協共通のしくみとして構築するために産直事業委員会で検討を重ね、9月にEUREPGAPに参加するスイス・イタリアの生協の調査を実施しました。その結果を踏まえ2004年2月にEUREPGAPの骨格（食品の安全、環境保全、労働安全の確保等）をベースに「青果物品質保証システム」を構築することを提起しました。

こうした経緯を経て生まれた「適正農業規範」は、『たしかな商品』を組合員に届けるために、生協と生産者及び流通事業者が協力し改善を積み重ねていくためのツールとして2006年から運用を開始しました。

(2) 到達点

本システムは、日本のいわゆる「GAP推進」の先駆的な取り組みとして、農林水産省や都道府県を始め社会的にも高く評価されてきました。2022年の改定にした、「生協版適正農業規範 青果・米編」は、農林水産省が2022年3月に策定し、今後のGAPの取り組みの標準と位置づける「国際水準GAPガイドライン」に準拠しています。

本システムで最初に作成された規範である「適正農業規範 青果編」は、現在、「取り組んでいる」生協の割合が62.1%（2017年度実績）と過半数を超え、全国の生協の共同した取り組みとなっています。またその後に確立された「適正農業規範 米編」、「適正流通規範」、「適正販売規範」、「適正農業規範 畜産編」、「適正水産規範」、青果物・畜産物・水産物の「商品仕様書・生協統一フォーマット」、「運用マニュアル」、更には「生協産直品質保証システム各種セミナー」の開催や「合同点検」の実施などを含め、生鮮品各分野のフードチェーン全体を網羅するひとつの品質保証システムとしての体系が確立されつつあります。

生協産直品質保証システムに基づく10数年に及ぶ点検活動を通じて、「たしかな商品」をお届けするシステムを構築していくための生産者、生産者団体、生協それぞれの実務上の力量は前進しています。また、それにともなって実務者の意識上の改革も大きく進展してきました。

3. 生協産直品質保証システムの理念

(1) 本システムのめざすもの

本システムでは、それぞれの工程に潜むリスクを認知しその程度に応じた管理によって低減化を推し進めるためのツールとなっています。

そして、「生協産直の農畜水産物は安全であってほしい」という組合員の期待に応える品質を担保すると共に、産直に取り組むそれぞれの事業者が、より確かな事業経営を継続できるための仕組みを構築することをめざしています。

(2) 生協産直品質保証システムの目的

本システムの目的は、以下の3点です。

- ①組合員にたしかな商品を提供し続けるための強固な基盤を創り上げるために、生産者、流通事業者、生協のコミュニケーションの体系を検証可能で強固なシステムとして構築していくこと。
- ②生産者、流通事業者、生協が協力して点検活動を行うことにより、他者の目を通じて自らの到達点と課題を明らかにするとともに、PDCAサイクルに基づいてそれぞれが改善のための実践を継続するための指針を提供すること。
- ③すべての生協がひとつのシステムでまとまって取り組むことにより、システムの標準化を図り、本システムを合理的、効率的に運用するとともに、組合員にお届けする農畜水産物の品質管理レベルの向上と標準化を図ること。

4. 生協産直品質保証システム運用の主体者

本システムの実施主体と運用の責任は、本システムに取り組む各生協（事業連合を含む）に存在します。

各生協は、本システム及び本運用マニュアルが各々の組織の品質マネジメント（QM/QMS）に適合されるべく工夫するか、本システム及び本運用マニュアルを基に各生協の品質マネジメント体系を構築します。

各生協は、本システムが本運用マニュアルに沿って正しく運用されているか否かを監査する部署を設定する必要があります。（監査部署：既存の部署が本システムの監査を兼ねるという捉え方で良く、監査の機能が発揮できれば形式は問いません。）

日本生協連・全国産直研究会は、本システム及び本運用マニュアルを作成・管理し、それが各実施生協において徹底されることを促して行きます。

5. 生協産直品質保証システム確立のための基盤

本システムを運用するにあたり、最も大切なことは、まじめで嘘をつかず、前向きに品

質改善、経営改善に取り組もうとする産直生産者、流通事業者と信頼関係をつくり上げることです。そのためにも、生協は、優越的地位を利用した取引やシステムの導入を強制することなく、自立・対等を基礎にした公正な取引を継続し、まじめで意欲的な産直生産者、流通事業者に評価される存在でなければなりません。

生協が社会的信頼を高めて行くためには、自主管理ツール（GAP、GMP、ISO9000、ISO22000、HACCP等）を活用し、「たしかな商品」を供給し続け、その商品を通じて「社会の役に立つ」ことを考え続けることが必要です。

生協と産直生産者、流通事業者の三者が、社会的信頼を高めて行くための経営を強く志向することが、本システムを確立して行くうえで大切です。そのためには、トップ自らが意識して行動し、職員（社員）とミッションの共有化を図ると共に、職員（社員）の教育・訓練に投資し、常に正直に正確な情報を公開するように心がけることが必要です。

II. 生協産直品質保証システムと規範の構成

1. 品質保証システムとは

一般に言う品質保証システムとは、次のように定義づけられるものであり、本システムもこの定義に基づき構築されています。

- ①顧客に提供する商品が、顧客の期待する品質にあることを確認・検証し、その確かさを保証すること。
- ②確認・検証は従来の「最終製品のサンプルテスト」ではなく、生産（製造）の過程＝工程ごとに実施し、最終製品の確かさの度合いを上げる取組みであること。
- ③法令順守、安全性確保など、事業者として当然実施しなければならないことについて管理規範を示し、その規範に準拠していることを確認・検証した結果（記録）を保持し、担保とすることが求められること。
- ④トレーサビリティ、不適合商品の処理方法の検証を実施し、適切に機能していることを確認することが求められること。
- ⑤適切に運用するために、権限のある品質保証(確認／検証)組織、適切な人員配置が不可欠であり、運用マニュアル、文書規程類を整備し、記録を保持すること。

2. 生協産直品質保証システムを構成する規範

本システムは次の規範で構成され、構成される規範ごとに文書が整えられています。それらは全て本運用マニュアルの適用範囲となります。

(1) 運用マニュアル

本システムは、生産-流通-販売の各段階を、適正農業規範・適正水産規範（G A P）と適正流通規範（G D P）、および適正販売規範（G R P）に取り組むことによって繋いでいくように設計しています。本運用マニュアルでは、全体概念と各々の規範の統一的な運用や活用の方法について示しています。

(2) 適正農業規範・適正水産規範（G A P）

G A P (Good Agricultural Practice/ Good Aquacultural Practice)は、生産工程における食品安全、環境（資源）保全、労働安全等のリスクを低減するための改善点を見出し、より良い生産、持続可能な生産を実現するためのツールです。本システムでは、農畜水産物の種類ごとに次のG A Pがあります。

青果・米：適正農業規範 青果・米編
畜産：適正農業規範 畜産編
水産：適正水産規範 養殖編／漁業編

(3) 適正流通規範 (G D P / G M P)

本システムの適正流通規範は、青果物の流通段階のG D P (Good Distribution Practices)、包装加工段階のG M P (Good Manufacturing Practice)を内包しており、生協や委託流通事業者の青果センターを対象とした規範です。

※米、畜産、水産は、日本生協連の工場点検用『製造環境管理状況調査票』を活用します。

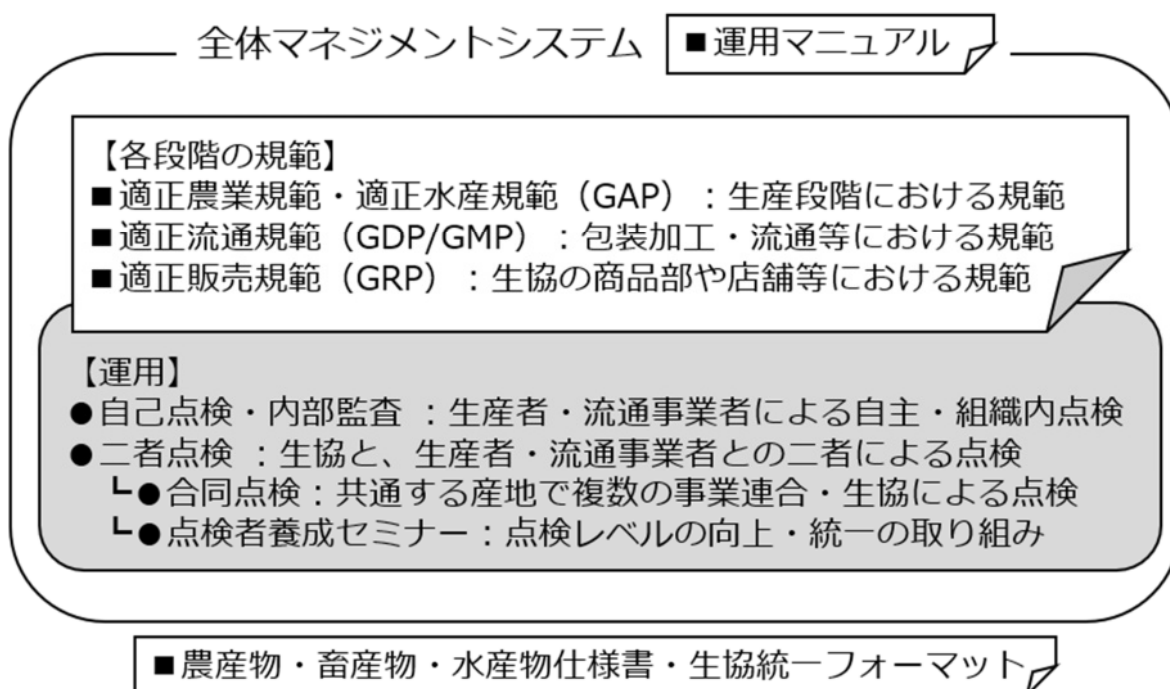
(4) 適正販売規範 (G R P)

G R P (Good Retail Practice)は、青果物の産直品に関わる、生協の本部（商品部、品質管理部、店舗運営部、組合員活動部など）と店舗の規範です。

(5) 生協産直仕様書・生協統一フォーマット

青果物、畜産物、水産物の仕様書の生協統一フォーマットです。生協ごとのフォーマットを作成する生産者・取引先の管理負担を減らすために策定しました。

3. 生協産直品質保証システムの構成



III. 規範の運用方法

1. 基本的な運用

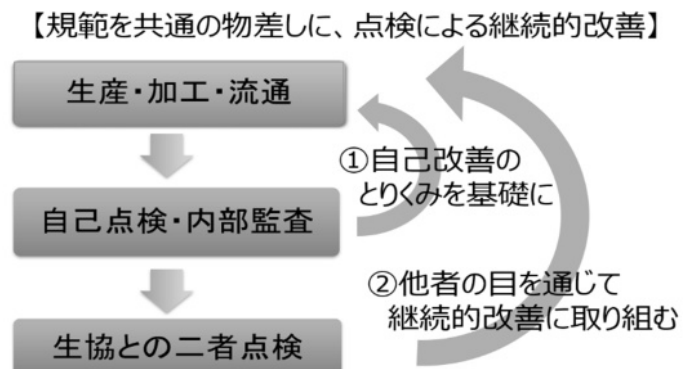
(1) 適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範／適正販売規範の活用

本システムは、適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範／適正販売規範に基づいて産直の農畜水産物の品質を管理し、保証する仕組みです。

適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範においては、農畜水産物を取扱う部署（商品部など）と管理を行う部署（事業管理部、品質保証部など）が連携して運用に当ることが必要です。生協は、基準に基づいた取扱いや管理が達成されているか、対象の産直生産者、流通事業者による自己点検・内部監査を促し、生協による二者点検を実施し、改善要求を文書にて行います。

適正販売規範においては、生協本部間（品質保証部系、運営部系、商品部系等）の連携及び本部と店舗との連携の基に、いつ、誰が、どの部署を点検するのかを予め明らかにしておく必要があります。適正販売規範は、基本的に生協自身の内部監査を原則とし、点検部署が被点検部署に対して改善要求を文書にて行い、その内容を組織全体で共有化し業務改善に取り組みます。

要求された事項を改善することによって、農畜水産物の品質を確実に向上させることができる仕組みであることを認識することが大切です。



(2) 適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範における自己点検

産直生産者・生産者団体・流通事業者は、それぞれの規範に基づく自己点検を行います。生産者個人の場合は自ら点検を行い、団体・組織の自らの活動に対しては内部監査として行います。点検結果は各規範の「自己点検」欄に記載します。

生協は、対象の産直生産者、流通事業者に対し、本システムの目的とともに次に記した自己点検・内部監査の意義を説明し、理解して貰う必要があります。

- ①産直生産者、流通事業者自らの現状を把握、認識するためには、共通の物差しである規範によって自己点検・内部監査を行い、自らの長所と短所を見つけることが必要です。
- ②他者に指摘されての受動的な改善活動ではなく、生産者・流通事業者が自己点検・内部監

査により、自ら気づき、自律的に改善活動を継続していくことが有効です。

(3) 適正農業規範／適正水産規範における団体による生産者の内部監査

生協は、対象の産直生産者団体に対し、産直品を生産するすべての生産者の内部監査を実施していただくように要請します。

まず、各団体の事務局・リーダーは、各生産者に対し、生産者が点検を行うべき項目を仕分けした上で、生産者に自己点検を行うことを促し、各団体の内部監査担当者が、二者点検として内部監査を実施します。各生産者は「自己点検」欄に記入、内部監査は「二者点検」欄を使用します。

(4) 適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範における生協による二者点検

生協による二者点検は、被点検者の有する現在の品質管理能力を測定し、測定結果をもとに品質の改善、管理能力の向上につなげるためであるという認識が必要です。

生協は、被点検者に対して二者点検の実施計画（時期、場所、対象とする業務範囲、点検者）を提示し、双方の合意に基づいて実施します。

生協による二者点検の最大の目的は、生産者団体の内部監査とそれに基づく改善活動の有効性を確認し、生産者団体の自律的な改善活動を支援することにあります。

自律的な改善活動により、適合項目を増やすことで産直農産物の品質向上を図ります。従って、生協及び対象の産直生産者、流通事業者は二者点検の結果の適合項目を増やす活動として、有効かつ適切に活用することが大切です。

(5) 守秘義務

本システムの運用に携わる人員、組織は、守秘義務を負います。

生協は、適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範の点検作業を通じて被点検者の資産、家族などの個人情報、栽培技術、管理手法、経営手法や、他者への納入価格、納期などの情報を入手し得ることを理解し、これらが守秘義務の対象であることを十分に認識する必要があります。

守秘義務の対象となる情報は、本システムの運用においてのみ活用され、その他の活動（取引、他産地の開発、商品企画など）に流用されてはなりません。

守秘義務に反する行為を行う生協がひとつでも存在すると、本システムの信頼は失墜し、被点検者の協力は得られなくなります。

2. 運用上の注意

(1) 一般原則

本システムは、「産直」という生協の独自商品を対象としています。そのため生協は、被点検者と対等な立場で、共同で農畜水産物の品質向上に努める必要があります。

生協の組合員という共通の消費者を対象とする共同の事業者として、被点検者の協力を要請しますが、一方的に取引先に参加することを義務付けたり、費用を負担させたり、高圧的な態度で臨んではなりません。

また、生協は対象の産直生産者・流通事業者を公平に扱わなければなりません。点検作業に協力的であるか内容を理解しているかなど、対象の産直生産者、流通事業者の姿勢に対して評価をするのではなく、一つひとつの客観的な事実について評価しなければなりません。生協は、対象の産直生産者、流通事業者が、積極的かつ協力的に対応できる環境や条件を整えることに十分留意する必要があります。

(2) 一律適用についての注意

本システムの運用に際しては、すべての対象産直生産者、流通事業者に一律に適用すべきではありません。産直生産者、流通事業者の業務内容、生協との取引及び契約形態、規模や諸条件を勘案し、どの適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範を適用するのか、点検の頻度や範囲などを決め、産直生産者、流通事業者と合意することが必要です。

生協は、まず対象の産直生産者、流通事業者との取引及び契約形態をもとに、適用する適正農業規範／適正流通規範を決定し、点検する場所（範囲）を選択します。

流通規範については、当該商品に多い苦情などを参考に、流通事業者と協議して業務の範囲を選択のうえ点検計画を立案し、点検作業を開始します。

(3) 運用上の禁止事項

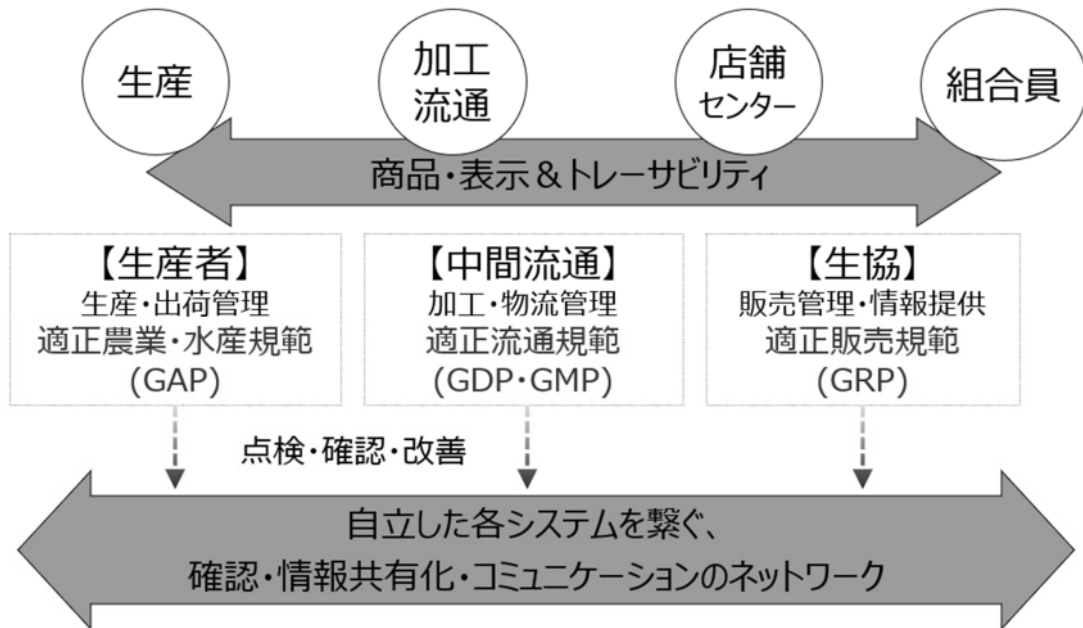
生協は、対象の産直生産者、流通事業者に対して適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範の導入を強制してはなりません。

同様に導入や、点検項目への適合、一定レベルの得点などを取引の条件としてはなりません。

適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範への適合は、品質の改善、管理レベルの向上に向けての活動を開始するための一つの指標として活用していくことが重要です。取引条件として活用することや、取引条件への転用、価格や品目、納期などの見直し活動に流用してはなりません。

IV. 規範の適用事業者／事業所と適用範囲

1. 「農場から食卓まで」の範囲



※農畜水産物の生産段階の管理には「適正農業規範」「適正水産規範」が、加工・流通（小分け、袋詰め等）段階の管理には「適正流通規範」が、生協における販売（本部の企画、店舗での作業等）段階の管理には「適正販売規範」が適用されます。

※組合員に農産物が届くまでの各段階で、産直生産者／流通事業者／生協自身が相互に計画の情報交換、点検の実施、品質管理の照会など、コミュニケーションをとることが大切です。

※組合員に対しては、産地紹介・品質説明や適切な表示などにより、産直農産物についてお知らせすることやトレーサビリティの確保等により、安心を提供することも大変重要なことです。

2. 規範の対象

（1）適正農業規範（青果・米編、畜産編）・水産規範

- ・生協と直接取引がある生産者個人
- ・生産者団体（協同組合／農事組合法人等）に所属する生産者
- ・生協と直接取引がある生産者団体（生産法人／農事組合法人／有限会社／株式会社／任意団体等）で事務局機能を持つ組織
- ・生協と取引がある農業協同組合及びその下部組織（部会、支所など）

※点検項目によって、生産者が所属する団体、もしくは流通・商流を担う団体が実施している項目においては、点検表の表紙かコメント欄に団体名を明記の上、その団体が自己点検を行います。

(2) 適正流通規範

- ・生産者団体もしくは生協からの依頼を受けて小分け／包装加工を行っている事業者
- ・同じく、産直農産物を集荷／保管している事業者
- ・生協に産直の野菜／果実のカット、詰合せ商品を納入している事業者
- ・生協の加工センター・セット（集配）センター及びその代行事業者
- ・運輸業者

(3) 適正販売規範

本部編

- ・農産商品部（呼称は各生協・事業連合によって異なる場合がある）

店舗編

- ・青果物を取り扱っている各店舗

V. 点検作業

1. 点検者の条件

生協による二者点検の点検作業は、被点検者と良好な関係を維持しつつ進める必要があります。点検作業は「誰でもできる」ことを目指して開発されていますが、「誰がやってもよい」ということではなく、以下の姿勢が大切です。

- ・対等：被点検者と売り買いではない対等な立場で実施すること。
- ・共同：被点検者と協力して、農産物の品質を向上させるための活動であることを認識していること。
- ・公平：被点検者を差別しないこと。

また、点検者は、以下の心構えを持っていることが求められます。

- ・積極的な調査をすること
- ・問題意識を持ち活発な質問をすること
- ・被点検者との共同作業意識で臨むこと
- ・柔軟性のあるアプローチをすること
- ・知り得た情報の重要性を認識し守秘義務を徹底すること

点検者は、これらの姿勢と心構えを備えると同時に、常に目線を揃え、点検対象、項目の解釈や判断にずれが生じないようにしなければなりません。そのため、点検は、日本生協連の主催する「点検者養成セミナー・基礎セミナー」を修了した人を中心に実施します。

また、点検者は、日常的に客観的事実の把握のための観察、照合作業、聞き取り調査などの力量を高めるように、常に教育・訓練を積み重ねていくことが大切です。あわせて、産直生産者の地理的条件、農畜水産物の品質特性への理解、流通形態、産直生産者の実務などの知識を持っておく必要があります。

2. 二者点検の準備

点検の準備作業は、以下の手順で行います。

- ①年間の点検計画を作成し、被点検者に点検作業のため訪問することを連絡。
- ②点検の数ヶ月前に、被点検者に対する自己点検、内部監査の実施を含む二者点検への協力依頼文書を作成し、被点検者に発送。
※協力依頼文書には、点検目的、訪問日時、点検場所(箇所)、点検の対象範囲、希望する応対者、準備書類などを明記。
※自己点検、内部監査の結果を点検前に必要とする場合は、その旨も要請文書に記載。
- ③点検日前に、被点検者と点検について最終確認。
- ④下記の情報を基に点検方針を検討・作成。

- ・生産者による自己点検・団体による内部監査の点検票（生産者点検項目）

- ・団体による自己点検票（団体点検項目）
- ・前回点検時の「改善要請書」と「改善計画書」
- ・過去1年のお申し出（苦情）・事故の記録
- ・取引実績とロス率のデータ
- ・最新の商品仕様書

3. 二者点検の流れ

（1） オープニング・ミーティング

①守秘義務誓約書への署名と提出

※被点検者の書式があればそれを使用し、なければ生協書式を使用する。

- ②点検者紹介、点検作業の目的説明、点検への協力依頼。
- ③点検基準の提示：生協品質保証システムの規範に基づく点検を実施することを通知。
- ④スケジュール確認：点検場所、移動順序、終了時間を確認。

（2） 点検作業

①点検項目に則した事実、客観的証拠の収集。

- ・被点検者による概況報告
- ・自己点検の結果確認
- ・スケジュールに沿った現地点検
(ヒアリング／文書・帳票類の照合、確認／現物の視認)

②点検結果の記録：点検項目の達成状況を判断。

③点検者打合せ：点検した事実の確認、判断の合意。

※被点検者が同席しない状態で実施する。点検者が1名の場合は不要。

（3） クロージング・ミーティング：

- ①点検者からの報告、指摘事項の提示。
- ②被点検者と協議し、改善方法を合意。
- ③改善状態の確認について、時期、方法の打合せ。

4. 点検作業上の注意

（1） 点検時間の適切な管理

点検作業は、生協及び被点検者に費用の負担を生じさせます。そのため、点検時間は、適切に管理され計画通りに進行されなければなりません。計画した点検時間を超過するような場合は、点検作業を終了し、次回の点検作業に引継ぎます。このことは、生協による二者点検が、審査や評価を目的としていないために可能なことです。

点検の結果、該当なし＝「－」、コメント参照などの判断がされた項目については、次回以降の点検計画に反映させる必要があります。

点検中に不測の事態が生じた場合は、直ちに点検作業を打ち切り、被点検者と善後策を協議します。不測の事態とは、重要人物に緊急の用事が発生した、重大な法令抵触、契約違反が発見された、重大な事故が発生した、などの場合です。

点検作業は、与えられた時間内で最大限の努力を払って実施されますが、点検漏れが生じる／客観的証拠が十分に入手されないなど、時間内で判断できない項目が発生することもあります。この場合も、次回以降の点検計画に反映させることが必要です。

(2) 必ず点検すべき事項

点検は継続して実施することを原則にしているため、毎回全項目を点検する必要はありません。しかし、次の点は、毎回実施することを求めます。

- ①生産者による自己点検と団体による内部監査の実施状況。
- ②トレーサビリティ調査（1つの伝票を基に時系列的に追って情報整理の確かさを確認）。
- ③事前に入手した点検結果から、気になった事項（×がついた項目等）
- ④お申し出・事故の記録から確認したい事項

(3) 被点検者とのコミュニケーション

点検作業中は、とくに被点検者と積極的に情報交換し、点検項目や事実を共通認識とすることに努め、的確に時間を管理し、適切な質問の準備、観察すべき事項の把握に努めます。

点検作業においては、被点検者の許諾なく施設に立ち入るなど、勝手な行動をしないことが重要です。許諾を得てから点検作業にあたります。

5. QMSに取り組む生産者・（団体）の点検方法

(1) 点検項目の軽減

QMSを確立している生産者（団体）についての二者点検においては、生協による二者点検の点検項目の軽減を行うことで、重複した点検を排除し、効率的な点検活動を行うことと、被点検者に過重な負担にならないように配慮します。

(2) 対象とするQMS

①適正農業規範（青果・米編、畜産編）の点検項目軽減対象

- ・第三者認証GAP（GLOBAL.G.A.P・ASIAGAP・JGAP）
- ・農林水産省「国際水準 GAP ガイドライン」に準拠した都道府県等の GAP

②適正水産規範の点検項目軽減対象

- ・農林水産省・養殖生産工程管理手法
- ・業界で作成したGAP
- ・第三者認証エコラベル（MEL・MSC・ASC）

(3) 点検項目軽減による点検方法

第三者認証の場合は、最新の認定書と付属書の確認を行い、認証期間が妥当であること、認証の範囲が、点検対象の産直品の品目、生産者を完全にカバーしていることを確認します。

二者認証の場合は、二者点検の結果を確認し、適切な改善活動が実施されていること（生産者による自己点検と団体による内部監査の実施、改善実施状況の進捗管理の実施）を確認します。

いずれの場合も、点検を通じてシステムが有効に機能しているかどうか、確認することが大切です。

上記が問題なければ、生協独自項目（青果・米編、畜産編の1章、水産の1部）の点検を行い、生産工程一般の項目（青果・米編、畜産編の2章以降、水産の2部）の点検を省略します。

ただし、お申し出状況等を分析し弱点を把握した上で、弱点に関連する項目について重点的に点検することは重要です。お申し出（苦情）分析を事前に行い、原因として想定される規範項目を検討した上で、該当項目の点検を実施します。

6. 実地点検が出来ない場合のリモート点検について

(1) リモート点検とは

リモート点検とは、現地に立ち入れない状況があるときに実施する、現地訪問を伴わない点検のことです。Web会議システム等のインターネットを利用しての点検にとどまらず、電話、FAX等、あらゆるリモートによる連絡手段を利用しての点検を行います。

(2) リモート点検の適用

点検の基本は、現地を訪問しての実地点検です。様々な状況から、現地を訪問して実地点検することが困難な場合に、リモート点検を可とします。リモート点検後に現地訪問が可能になった時には、必要に応じて、実地確点検を実施します。

リモート点検を適用する産地は、実地点検を実施したことのある産地（過去の点検結果の蓄積のある産地）とし、初回点検産地は除外します。

リモート点検の実施にあたっては、産地の意向を踏まえて、リモートでの連絡手段を確定します。

(3) リモート点検の点検内容と評価

点検内容は、実地点検と同じです。訪問してヒアリングし、記録類を確認することを、リモートでの連絡手段を用いて行います。

①自己点検・内部監査の結果を、事前に回収・確認します。各規範の対象は次の通りです。

・適正農業規範・青果・米編、畜産編：生産者による自己点検と生産者団体による内部

監査、および団体が点検する規範・点検項目の自己点検結果

・適正水産規範、適正流通規範：自己点検結果

②過去1年間のお申し出・事故の記録を確認し、問題点を整理します。

③実地点検と比べて確認範囲が制限されることから、重点的に聞きたいことを絞り、リモート連絡手段を利用してヒアリングを行い、確認を行います。この際、実地点検による補完が必要な場合は、その旨を明らかにしたうえで、後日可能な範囲で実地点検を実施します。必ず聞き取りを行うべき項目は、以下のとおりです。

- ・生産者による自己点検と団体による内部監査の実施状況
- ・トレーサビリティ調査（特定出荷日の伝票を基準にしての遡及と追跡）
- ・事前に入手した点検結果から確認すべき事項（×がついた項目等）
- ・お申し出・事故の記録とその対応・改善の内容

※リモート点検にあたっては、協議の上、複数の日程を設定し分割して実施することも可とします。また、リモート点検の場で確認しきれない事項が発生した場合、追加の日程を設定します。

④前回の指摘事項の改善確認を行った上で、評価を行い、必要であれば、改善要請を行います。この際、改善要請書にリモート点検であることを明記します。

（4）留意事項

①産地が実施可能であること、産地の経済的・時間的負担が大きくなることを考慮したうえで、リモート点検の実施、リモート手段の選択について判断します。

②守秘義務誓約書の提出を必ず行い、リモートによる機密情報の漏洩がないように留意します。

③実施にあたっては、使用するリモート手段でコミュニケーションが可能か、事前のテストを行います。

7. 適正販売規範による二者点検

（1）点検者の選定と点検計画の策定

適正販売規範は、生協自身による自己点検のためのツールであり、組織的に「内部監査活動」として位置付けられるべきものです。点検者は、品質保証部系、運営部系、商品部系の職員の中から客観的な評価ができる職員を予め選定しておく必要があります。

また、いつ、誰が、どの部署をどのように点検するのかの計画を立て、予め組織内に明らかにして取り組みます。

（2）販売規範の対象範囲の取り決め

適正販売規範は、本部編と店舗編で構成されています。予め、どの規範項目を誰が点検するのか、関連部署間で協議のうえ被点検者と点検者を取り決めておきます。

(3) 点検項目と点検方法、点検作業の流れ

点検項目は、適正販売規範の要求事項の達成状況を把握するために設定されています。書類の作成、目的達成のための機能を有するかどうかなど、点検すべき事項が具体的に明記されています。

点検項目にすべて適合していれば、該当する規範の要求事項が達成されていると判断することができます。

点検作業は、事実を確認し、客観的証拠を収集することです。点検者は、よく観察、調査し、見聞きしたことを被点検者と相互に確認、承認して初めて、客観的証拠として採用します。

点検作業は、以下の手順を参考にし、組織的に取り組みます。

- ①生協組織としての年間の点検計画を作成し、関連部署に連絡。
- ②点検者が被点検部署の責任者に点検日時を連絡・調整し確定させる。
- ③オープニング・ミーティング：点検者紹介、点検作業の目的説明、点検への協力依頼。
- ④点検作業：点検項目に則した事実、客観的証拠の収集。
- ⑤点検結果の記録：点検項目の達成状況を判断。
- ⑥クロージング・ミーティング：点検者からの報告、指摘事項の提示。被点検者と協議し、改善方法を合意。改善状態の確認について、時期、方法の打合せ。
- ⑦全ての点検部署の点検結果（指摘事項含む）を集計のうえ、全体を総括。
- ⑧全体総括に基づいて、作業プロセスや業務の改善計画を立てる。

VI. 点検結果の評価と対応

1. 点検結果の活用

(1) 点検結果の作成

点検者は、「適正農業規範」「適正水産規範」「適正流通規範」「適正販売規範」の「点検項目」に基づき、点検結果を作成します。点検結果は次のとおり記録します。

適合 = 「○」 不適合 = 「×」 該当なし、証拠不十分、未点検、未確認 = 「－」

「○」「×」となった事実、「－」となった理由や申送り事項をコメントに記載することが大切です。「△」のような曖昧な記述はしません。

自己点検と二者点検の評価が異なった場合は、相違点についてコメントを記述し、二者点検の内容を相互に確認します。

点検者は、点検結果が被点検者に対して改善を要求する根拠となることを理解し、事実を抽出して正確に記載します。

(2) 改善要請の提示

改善要請とは、対処や修正とは異なり、指摘された事実が二度と発生しないように対策を講じることを求めることを指します。それは、以下のような方法で行います。

- ①点検者は、点検結果に基づき、被点検者に対して改善要請を文書にて提示する。改善要請書の内容は、不適合となった規範、点検項目の要求事項、点検者及び被点検者が相互に確認した事実を提示する。
- ②その場で直ちに対処、修正できる項目については改善要請とはせず、点検作業中に指摘して改善を求める。

(3) 改善要請をする際の注意

改善要請は、被点検者の現状を根本的に改善し、品質の向上に効果的であることが求められます。そのため点検者は、以下のような点に注意して改善要請を行います。

- ①品質管理上の重大な欠点を優先する。
- ②品質の改善が期待でき、お申し出の減少に効果がある内容になっている。
- ③過剰な経済的負担を必要としない。
- ④比較的短期間に効果が確認できる。
- ⑤通常業務に過剰な負荷をかけない。
- ⑥一度に多数の改善要請を要求せず、3点程度にとどめる。

(4) 被点検者側からの改善計画の回答にあたって

被点検者は、改善要請の提示を受け、指摘された事実の根本的な解決を図るための改善要請書の内容を検討し、改善計画書を作成します。生協は被点検者に対して、必要に応じて以下のような方法を採用するよう助言します。

- ①工程を明確にし、工程ごとの管理基準(次工程への引渡し条件、不適合の判断基準)を設定する。(ルール／規定／基準の策定)
- ②工程を見直し、作業手順、工程の順序を組み替える。(事故／原因となる工程の変更)
- ③不適合が生じていないか監視体制(マニュアル策定、巡回、モニタリング、管理記録の保持など)を整え、日常の業務に組み込む。(ルール等と照合作業)
- ④物理的な対策(障害物の設置、可動範囲の制限、機械・設備の導入など)を講じる。(人的ミスの制限)
- ⑤機械設備、備品の性能評価を行い、必要な機能を得られるように代替、配置換えを行う。(機械等の変更)
- ⑥人員の能力評価を行い、必要な技能、能力を発揮できるように教育訓練、配置換え、効果測定を行う。(教育／訓練)

(5) 是正措置の妥当性の評価

点検者は、被点検者から提示された改善計画書の内容で、指摘事項を根本的に解決することが可能か検討します。検討の結果、提示された改善要請が効果的であると判断した場合、その改善計画を承認します。効果が期待できないと判断した場合は、その理由を正確に伝え、再考を促します。

最終的には、是正措置の妥当性の評価(効果の有無、効果がなければ更なる改善要請を検討)を、次回の点検時に確認することになります。

2. 改善計画実施後の点検

(1) 改善計画実施内容の確認

改善計画が効果を発揮しているかどうか、再点検を実施します。再点検は、次回の点検時に合わせて実施することも可能です。しかし、問題が重大なものである場合など、できるだけ迅速に品質の向上を図る必要がある場合には、点検作業の終了から3ヶ月以内に実施します。この際には、現地に行って点検するだけでなく、被点検者から改善後の画像データを送っていただき、改善内容を確認するという方法も再点検に含まれます。

(2) 改善計画の評価

改善計画が有効に機能し、品質向上に効果を発揮しているかどうか、お申し出(苦情)分析、現場確認、被点検者からの報告などにより評価します。改善計画書の内容が効果を発揮していないと評価した場合、再点検結果として改善要請書を再度要請します。

3. 生協産直品質保証システムにおけるP D C A

本システムを円滑に運用し、社会情勢や変化する組合員の要求に対応するためには、本システムが機能しているか、現場との不整合が生じていないか、日常的に計画的に見直し、改善していくことが重要です。

そのため点検・再点検の計画立案(Plan)、点検・監査の実施(Do)、是正措置の監査実施(Check)、是正措置の評価・再修正・実施(Action)というP D C Aサイクルを日常的、継続的に廻していきます。

VII. 「合同点検」の手順

1. 合同点検とは

合同点検とは、複数の生協・事業連合と取引のある産直生産者に対して、それぞれの生協が個別に二者点検を行うのではなく、生協・事業連合が合同で点検を行うことです。合同点検の目的は、次の2点です。

- ①生産者・生産者団体の点検対応の負荷を減らすこと。
- ②他組織と合同で実施することにより、点検レベルの向上と生協・事業連合間の平準化をはかること。

2. 合同点検の基本手順

(1) 合同点検の対象生産者（団体）の確定

- ①幹事生協は、前年に実施した合同点検の内容について対象の生産者(団体)と総括を行い、翌年の合同点検に活かします。
- ②点検対象の生産者(団体)は、全国産直研究会の場において点検する年の2月末までに確定します。

(2) 幹事生協と点検リーダーの資格

- ①幹事生協は、点検する年の2月末までに確定します。
- ②点検リーダー（幹事生協から選出）は、「点検者養成セミナー・基礎セミナー」の受講者であり、かつ、複数の産地点検の経験を有する生協職員とします。

(3) 幹事生協と点検リーダーの役割

- ①幹事生協は、点検のための準備とまとめの役割を負います。
- ②点検リーダーは、点検当日の点検活動及びそのまとめを円滑に進めるための調整とマネジメントを行います。
- ③点検リーダーは、点検方針を策定します。

(4) 点検活動におけるルール、マナー

- ①点検リーダーの指示の下、点検活動を分担し、点検結果を共有すべく、全参加者が主体的に点検に関わりリーダーに協力することをルールとします。
- ②点検参加者は、遅刻・早退、独自の行動を慎むというマナーを徹底します。

(5) 点検活動の原則

- ①点検自体がはじめての産地においては、全項目を点検します。
- ②点検実績のある生産者(団体)においては、全項目を点検する必要は無く、予め決めた時間内に、点検リーダーの点検方針に基づいて点検します。

3. 合同点検の具体的手順

(1) 合同点検の事前準備（幹事生協）

①幹事生協は、点検のおおよそ6ヶ月前に、生産者団体と、「合同点検」について実施日程や実施方法の概要等について打合せを行います。

②幹事生協は、点検のおおよそ3ヶ月前に、当該生産者団体と関係先生協に対して「合同点検計画」の通知を行います。

「合同点検計画」には、次の内容が必ず含まれていなければなりません。

- ・開催日時、集合時間
- ・集合場所
- ・点検のスケジュール（解散時間と解散場所も明記）
- ・点検対象品目の確定
- ・生産者（団体）に対する、「自己点検（団体点検項目）」「自己点検と内部監査（生産者点検項目）」の依頼。

③幹事生協は、点検のおおよそ1ヶ月前に、生協側の参加人数を集約したうえで、参加者名簿を確定させ、生産者団体に連絡します。

④また、点検当日の具体的な進め方と生産者団体の協力体制を確認します。

⑤点検リーダーは、点検日当日までに、次の項目を基に点検方針を策定し、他の生協参加者に事前確認をします。

- ・前回の点検結果と「改善要請書」及びその回答である「改善計画書」
- ・青果物仕様書の記入内容
- ・過去1年のお申し出（苦情）・事故の記録

(2) 合同点検の進め方

①点検リーダーが、オープニング・ミーティングの開始を宣言し、当日の点検の進め方について、参加者（点検者）と生産者団体（被点検者）に説明します。

②共通する帳票管理や施設（選果場、包装施設、倉庫等）の点検の分担を決めます。

③点検結果は、点検者によって1枚のシートにまとめ、点検者全員で共有化します。

④改善要請書は、参加した生協共通のものとして1枚にまとめます。（改善要請書のフォーマットを本マニュアルの参考資料として添付）

⑤点検リーダーがクロージング・ミーティングの開始を宣言し、オープニング・ミーティングに参加していただいた方に再度集合していただき、実施します。

⑥改善要請書を、生産者団体役員に提示し、それに対する回答を口頭と文書（「改善計画書」）でいただきます。

※改善要請書に対して即答できない事項については、「いつまでに返答する」旨を、改善計画書に記載していただきます。

※プラス評価（工夫と努力の結果、管理のレベルアップが図られた点等）についても、口頭で報告するように努めます。

⑦点検結果のまとめは、「書記」の任務分担を負った生協の点検者が、点検結果を点検表（エ

クセル) にまとめ、入力し、参加生協に電子データで送付します。

(3) 生産者のサンプル点検

- ①事前に、生産者点検項目について、生産者の自己点検と生産者団体による内部監査を実施していただくことを生産者団体と確認します。
- ②生産者団体に、品目別(1品目・1生産者)の点検先生産者を選定していただきます。この場合、毎回異なる生産者を点検させていただくように依頼します。
- ③各生協が扱う該当作目について、対象農家を点検します。点検するのは、作業場(農薬保管庫、機械保管庫含む)+帳票管理(栽培計画、栽培履歴)です。
- ④生産者の点検を通じて、生産者が自己点検を確実に実施していること、生産者の自己点検について生産者団体が内部監査を行っていること、継続的な改善活動が実施されていることを確認、評価します。
- ⑤点検した結果をチームで協議し、点検表のまとめと改善要請書を作成します。
- ⑥点検に協力して頂いた生産者には、極力、クロージング・ミーティングに参加していただくよう生産者団体を通じて、予め依頼をしておきますが、参加が無理な場合は、改善要請は、生産者団体に対して行ない、生産者団体から生産者への改善を促していただきます。
- ⑦生産者から、改善要請書に対する回答を、文書でいただきます。

(4) 点検結果の共有

- ①点検結果と「改善要請書」については、点検に協力していただいた生産者団体に依頼してコピーを取り、全員で共有します。
- ②「改善要請書」に対する産地側の回答も、同様にコピーを取り、全員で共有化します。
- ③「検討した後、いつまでに返答する」旨の「改善要請書」に対する産地側の回答については、幹事生協が後日、その内容を電子データにして、対象の生協に送ります。

4. 合同点検の全体計画と管理

合同点検の全体の計画と管理は、全国産直研究会が行い、その実務は全国産直研究会事務局が行います。

- ①年度計画:対象生産者団体、および幹事生協を2月末までに全国産直研究会が決定します。
- ②幹事生協の合同点検担当者の集約と共有化:3月末までに事務局が集約、合同点検担当者・全国産直研究会に報告します。
- ③進捗状況の集約:幹事生協の合同点検担当者は、進捗状況を事務局に連絡します。事務局は月度単位で集約を行い、集約結果を合同点検担当者・全国産直研究会に報告します。
- ④年度まとめ:事務局は3月度までに年度の合同点検結果を集約、年度まとめを作成し、合同点検担当者・全国産直研究会に報告します。年度まとめは、直近の全国産直研究会にて確認、必要があれば運用の改善を行います。

VIII. 運用マニュアルと関連文書の見直し

1. 本運用マニュアルの見直し

(1) 管理部署

本運用マニュアルは、日本生協連・全国産直研究会が管理責任を負い、原本管理は、全国産直研究会の事務局が負うものとします。

(2) 改定

日本生協連・全国産直研究会は、各生協における本システムによる点検活動について定期的に総括を行うと共に、本運用マニュアルの見直しを検討します。本運用マニュアルの見直し・改定は、日本生協連・全国産直研究会において協議し決定します。

(3) 公表方法

日本生協連・全国産直研究会は、本運用マニュアルの改定を行った際には、速やかに会員生協に通達し公表します。公表方法は、情報プラザ（会員生協専用、登録制）上での公表を原則とし、そのことを会報にも案内します。

2. 適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範／適正販売規範の見直し

(1) 管理部署

適正農業規範／適正流通規範／適正販売規範は、日本生協連・全国産直研究会が管理責任を負います。文書は全国産直研究会の事務局が公表、原本を管理します。

(2) 改定

日本生協連・全国産直研究会は、会員生協及び産直生産者、流通事業者から出された意見を参考に、適正農業規範／適正流通規範／適正販売規範の見直し、改定を行います。

適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範／適正販売規範の見直し・改定は、日本生協連・全国産直研究会において協議され、決定されます。

(3) 公表方法

日本生協連・全国産直研究会は、適正農業規範／適正水産規範／適正流通規範／適正販売規範の改定を行った際には、速やかに会員生協に通達し関係者に対して公表します。公表方法は、情報プラザ（会員生協専用、登録制）上での公表を原則とし、そのことを会報にも案内します。

IX. 付録

1. 用語解説

(1) 産直

生協産直品質保証システム及び本運用マニュアルの中で使用している「産直」という言葉は、産消提携品、産地指定品、コープ商品、会員生協の独自ブランド商品を含みます。「産直」の定義は、生協全体で統一されておらず会員生協によって異なります。

(2) 日本生協連・全国産直研究会

会員生協及び日本生協連における産直事業の発展のための討議とこの面での連帯の促進にかかわる政策と諸計画を検討し、実施しています。

(3) たしかな商品

たしかな商品とは①安全性とトレーサビリティが確保されていること、②表示が正しいこと、③仕様書の内容が守られていること、④①～③のことが検証できることを指します。たしかな商品を実現するためにはフードチェーン（生産から食卓までのつながっている経路）の各段階で工程管理の取り組みが必要です。

(4) 品質管理（QC）

品質を自らの定めた方法で管理すること。自ら基準数値や管理方法を設定し、それを達成している状態に維持できるようにすることです。情報提供、公開などは特に求められないレベルです。

(5) 品質保証／品質保証システム（QA）

QC 活動に加え、品質管理していることを記録し、それを情報提供することで保証する活動であり、QC 活動に比べ、社会性（情報提供、公開など）を意識した管理レベルです。

(6) 品質マネジメント／品質マネジメントシステム（QM/QMS）

QA 活動に加え、自らの QC、QA の方法が適切かどうか内部監査し、その結果をマネジメントに反映する活動のことです。自らの商品の品質を向上させるだけでなく QC、QA の方法を効率的に、タイミングよく、顧客要求事項に合わせて向上させる効果が期待されます。

(7) 工程管理

農産物の生産や流通、加工におけるひとまとまりの作業、場面、段階を把握し、ルールに基づいてコントロールすることを求めています。

(8) 自主管理／自主管理ツール

産直生産者／流通事業者や生協自身が、自らの事業や作業の進行を把握するために必要な基準、文書化などの助けになる規格を指します。具体的には、ISO9000、

ISO14000、GAP、GMP、ISO22000、HACCP等があります。

(9) リスク

リスクとは、特定のハザード（危害要因）にさらされた場合のあらゆる影響の程度＝重篤度×発生頻度＝確率のことを指します。そして、リスクの低減化を進めるための考えリスクアナリシスに基づき管理・運用されることが重要となります。

(10) モニタリング

観察し、その結果を記録することです。

(11) 自己点検

生産者／生産者団体／流通事業者が自らの工程を規範に基づき評価を行うこと。内部監査・二者点検を実施する前提であり、本システムの起点となる取り組み。

(12) 内部監査

生産者／流通事業者及び生協の内部の人員により、ルールと業務の状況、計画と実績などの照合、評価、検証を行い、改善策を提示することを求めています。

(13) 二者点検

生産者／流通事業者と取引のある生協が行う監査のことを指します。ただし本システムでは、改善を要求するにとどめ改善策を提示しないため、「点検」という言葉を使用しています。

(14) 点検者／被点検者

適正農業規範／適正流通規範に基づいて自己点検、二者点検を担当する人員を指します。点検は現状の把握、改善要求は現状の指摘に徹するなど、日本生協連の点検者養成セミナー・基礎セミナーの合格者、もしくは同等の力量を有する者であることが求められます。

(15) 客観的証拠

事実として直接確認された事項、状態などのうち、規範に基づく点検に際して「○」「×」などの根拠となるものです。点検者が聞き取りの相手から直接得た回答、視認できる現物、状態を指します。

(16) 照合

比較して確認、検証する活動のことです。「文書（記録）」と「現物（現場）」、「文書（マニュアル）」と「現場作業」、「図面」と「現場」との照合などがあります。

2. フォーマット・書類関係一覧

- (1) 「改善要請書・改善計画書」のフォーマット ----- 別紙1
- (2) 守秘義務誓約書の例 ----- 別紙2
- (3) 「適正販売規範」で要求している文書一覧 ----- 別紙3

【別紙1】「改善要請書・改善計画書」のフォーマット

生協産直品質保証システム 改善要請書・改善計画書	点検に使用した規範	
	アイテムを選択してください。	版

点検日		点検	組織名	
対象品名		責任者	氏名	
団体名		同行者	組織名	
立会い者			氏名	

対象項目 (例)5.5.①	改善要請事項（点検者記入） ※不適合の状態・客観的事実を記入	改善計画（団体記入） ※内容・実施者・実施時期など。確認欄は点検者記入			
		記入日		記入者	
		確認日		確認者	
		記入日		記入者	
		確認日		確認者	
		記入日		記入者	
		確認日		確認者	

備考 ※前回改善点の運用状況・次回点検への申し送り事項など

※改善計画は、（メール、FAX、郵送）で点検責任者に送付をお願いします。

※枠内に入らない場合は、資料別添付してください。その際の書式は問いません。

【別紙2】 守秘義務誓約書の例

守秘義務誓約書

〇〇〇〇組合

〇〇〇〇様

私は、生協品質保証システムの二者点検において知りえた貴組織のビジネスモデル・品質管理に関するノウハウ・マニュアル類他、すべての情報について守秘義務を遵守し、貴組合の許可なく、これらの情報を、録画、撮影、データの保管をしないこと、自組織含め一切の漏えい・開示・提供等をしないこと、を誓約します。

※ただし、法令抵触などの重大、かつ緊急を要する場合はこの限りとしません。

記入日 年 月 日

所属団体名

氏名

【別紙3】「適正販売規範」で要求している文書一覧

(1) 本部編

手順書名	規範番号
産直政策と方針文書、産直の事業計画	0-1②
産直に関する事業と活動の記録	0-1②③④
組織的に産地と交わした産直取引に関する文書	0-3①
産直産地と合意した企画の記録	1-2②
年間の産直品の供給促進計画	1-3①
産直産地及び産直品や産直品を原料とした加工品の開発についての手順書	2-1①
産直品を検査するための計画書	2-3①
欠品・代替対応の手順書	2-5①
産直に関わる組合員学習会や生産者との交流会を開催した記録	3-1①②
苦情・問い合わせに対応に関する手順書	5-1②
広範囲に影響を及ぼすトラブルに対応するための手順書	6-1②
適正農業規範による点検計画と実施した記録	8-1①
適正流通規範による点検計画と実施した記録	8-1②
適正販売規範による点検計画と実施した記録	8-1③

(2) 店舗編

手順書名	規範番号
店舗の施設、設備の清掃の手順書	1-3①
薬剤の使用に関する手順書	1-4①
使用している計量器の台帳	1-5①
荷受から販売の間の検品基準	2-3①
不適合品の管理手順	2-4①
作業者の手洗い、服装、履物、退室など作業内容に合わせた手順書	3-1③
店舗内で青果をカットする作業を行う場合の手順書	3-2①
備品、包材の管理のための手順書	3-3①
産直品の誤表示や表示違反を点検する手順書	5-1②
店舗で派生する組合員の声に対応に関する手順書	6-1②
作業者が安全に作業するための手順書	7-1①

X. 改定記録

種別	制定・改定日	審議	改定記録／改定箇所
制定	2009年3月12日	産直事業委員会	新規制定（「2009年版」）
改定	2010年3月11日	産直事業委員会	2010年改定版/適正販売規範&「合同点検」・「代表点検」について手順を加筆・修正
改定	2012年3月28日	産直事業委員会	各規範の改定に併せ、別紙3～7（規範に必要な帳票）を修正
改定	2017年2月23日	産直事業委員会	「畜産GAP」の追加に伴い、文章全体を見直し加筆・修正。参考資料も加筆・修正
改定	2018年2月22日	産直事業委員会	名称変更、参考資料「書類関係一覧」削除等
改定	2020年10月30日	全国産直研究会	適正水産規範に関する記述の追加、QMSを確立している生産者（団体）の点検の修正、リモート点検の追加、代表点検の削除等
改定	2022年5月13日	全国産直研究会	適正農業規範青果・米編2022改定に伴う加筆・修正
改定	2023年9月1日	全国産直研究会	適正農業規範畜産編改定に伴う修正